

## 外国人の人権について

## 国際化の時代を迎えて

日本の外国人居住者は、ここ数年は減少傾向が見られますが、長期的には増加し続けてきました。

日本に定住する外国人とその家族が増える中、言葉や習慣などの違いから、アパートなどへの入居拒否や、公衆浴場での入浴拒否など、地域社会で外国人が人権侵害を受けている事例が少なくありません。

言葉がわからないことにより、様々な公共サービスの存在を知ることができないといった問題もあります。

## 多文化共生社会とは……

多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら、共に生きていく社会をいいます。

現在日本には多くの外国人が生活し、多種多様な文化が存在しています。そこに差別はあってはならず、共に地域社会の一員として生活することが、真の多文化共生社会であるといえます。

## 多文化共生社会をめざして

外国人に対して、「郷に入れば郷に従え」と日本の文化や慣習を押し付けようとする考えがあります。

しかし、本当にそれでいいのでしょうか？

白分らしく誇りを持って生きる権利＝人権は、世界中のすべての人々が持っている権利です。当然、日本にいる外国人にも人権があります。

日本にいるからといって、外国人が持っている日本とは異なる文化を認めずに、日本の文化を強制することは、人権が大切にされている社会とはいえません。

もちろん、外国人が日本の文化、慣習を理解することも必要です。そのためにも、外国人の文化を尊重しつつ、日本の文化を理解してもらうようにコミュニケーションを深める努力が必要です。

「現在の日本には異なる文化を持つ人が数多くいる」という認識を持ってみませんか。あえて極端にいうなら、日本人同士でさえ、別々の文化（慣習・考え方）を持っているくらいです。一人ひとりが、自分と同様に他者にも大切な文化や習慣があることを認識することから、多文化共生社会が実現していきます。

参考：(公財)人権教育啓発推進センター「外国人と人権」より

## 労働なんでも相談

「過重労働でお悩みの方」「育児中のママの就労相談」「人事担当の方からのご相談」等、  
電話又は来所・Eメールによる相談をお受けしています。

月～金曜（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

電話：0268-23-1629 メール：toshinrosei@pref.nagano.lg.jp

秘密厳守・相談無料

長野県東信労政事務所【総合労働相談窓口】【過重労働等相談窓口】  
（上田市材木町1-2-6上田合同庁舎6階）